

事業者質疑回答

No.	質問事項	回 答
1	<p>○公募要項 9ページ30行目 (2)ア 正本</p> <p>応募申込書類のうち、下記書類については、正本2部のうち1部は複製(コピー)での提出で構わないか。</p> <p>(1) 法人登記事項証明書 (2) 法人代表者の印鑑証明書 (3) 預金残高証明書</p>	<p>左記3点については、正本2部のうち1部は複製(コピー)で構いません。</p>
2	<p>○社会福祉法人で法人税等非課税の場合</p> <p>「非課税である旨記された証明書」について、所管税務署等に確認したところ、下記のとおり回答があった。</p> <p>(1) 所轄税務署(法人税・消費税関連) 納税証明書交付請求書により、納税なしの証明書を出すことは可能である。ただし、納税証明書「その1」、納税証明書「その3」があり、請求時に指定する必要がある。 ・納税証明書「その1」 納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等 ・納税証明書「その3」 未納の税額がないこと。</p> <p>(2) 所轄都税事務所(法人地方税・事業税関連) 確定申告がないため、納税(課税)証明申請書を提出しても証明書の発行はできない。滞納処分を受けていない証明書を発行することは可能である。</p> <p>今回の応募申込書類で、「非課税である旨記された証明書」として提出するのは上記の内容でよいか、また、異なる証明書が必要か。</p>	<p>(1) 税務署が発行する書類(法人税・消費税関係) 納税証明書「その1」を提出してください。</p> <p>(2) 都税事務所が発行する書類(地方法人税・事業税関連) 滞納処分を受けていない証明書を提出してください。</p>
3	<p>○公募要項 2ページ19行目 (3)①事業者説明会</p> <p>事業者説明会に参加した法人のグループ法人に申込資格はあるか。</p>	<p>本事業に応募する事業者は、公募要項2ページ「3応募資格(3)①」に記載しているとおり、「事業者説明会に参加していること」が応募資格となります。グループ法人であっても、事業者説明会に参加していなければ、応募資格はありません。</p>
4	<p>○公募要項 9ページ8行目 (1)提出書類</p> <p>公的証明書類(法人登記事項証明書・法人代表者の印鑑証明書・預金残高証明書・各種納税証明書過去3か年分)は、正本2部とも原本か。副本は複製の提出で構わないか。</p>	<p>公的証明書類(法人登記事項証明書・法人代表者の印鑑証明書・預金残高証明書・各種納税証明書過去3か年分)については、正本2部のうち1部は複製(コピー)で構いません。副本(10部)は全て複製(コピー)で結構です。</p>